

厚生科学審議会がん登録部会運営細則（改正後）

(平成二十六年七月三十日 がん登録部会決定)

一部改正 平成三十年一月十八日

一部改正 令和五年十二月十一日

厚生科学審議会運営規程（平成十三年一月一九日厚生科学審議会決定）第十条の規定に基づき、この細則を制定する。

（委員会の設置）
第一条 厚生科学審議会がん登録部会（以下「部会」という。）に、
その定めるところにより、委員会を置く。

（委員会の構成）

第二条 委員会は、厚生科学審議会の委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する者（以下「委員会委員」）により構成する。

（委員長の指名）

第三条 委員会に委員長を置く。委員長は、委員会委員の中から、
部会長が指名する

（会議等）

第四条 委員会は委員長が招集する。
2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ、期
日、場所及び議題を委員会委員に通知しなければならない。
3 委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を整理する。
4 委員長に事故があるときは、委員会委員のうちからあらかじめ
委員長が指名した者がその職務を行う。

（会議の公開）

第五条 委員会（第七条に規定するものを除く。以下次条において
同じ。）の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人
情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合又は知的財産権そ
の

他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある
場合には、委員長は、会議を非公開とすることができます。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命
ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録）

第六条 委員会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載す
るものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員会委員の氏名
- 三 議事となつた事項
 - 2 議事録は、公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼ
すおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の權
利利益が不當に侵害されるおそれがある場合には、委員長は、議
事録の全部又は一部を非公開とすることができます。
 - 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合に
は、委員長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、こ
れを公開しなければならない。

（部会の定める委員会に係る取扱い）

第七条 部会の定める委員会の会議については、第五条第一項ただ
し書の趣旨を踏まえ、非公開とすることができる。ただし、委員
長は、前条第二項ただし書及び第三項の趣旨を踏まえ、議事要旨
を作成し、これを公開しなければならない。

第八条 部会の庶務は、厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対
策課において総括し、及び処理する。

（部会の庶務）

第九条 この細則に定めるもののほか、部会又は委員会の運営に必
要な事項は、部会長又は委員長が定める。

（雑則）